

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 福留 謙

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

(1)	グループ	件 名	規 格	入札日時
	Aグループ	令和8年度川内駐屯地で使用する電気 ① 再生可能エネルギー比率100% ② 再生可能エネルギー比率60% ③ 再生可能エネルギー比率30% ④ 再生可能エネルギー比率に係る条件なし	仕様書のとおり	令和8年2月26日(木) ① 09時00分 ② 09時15分 ③ 09時30分 ④ 09時45分
	Bグループ	令和8年度川内演習場で使用する電気 ① 再生可能エネルギー比率100% ② 再生可能エネルギー比率60% ③ 再生可能エネルギー比率30% ④ 再生可能エネルギー比率に係る条件なし	仕様書のとおり	令和8年2月26日(木) ① 09時00分 ② 09時15分 ③ 09時30分 ④ 09時45分

- (2) 使用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
(3) 需要場所：陸上自衛隊川内駐屯地（鹿児島県薩摩川内市冷水町字上床539-2）
：陸上自衛隊川内演習場（鹿児島県薩摩川内市宮里町字大谷2974-17）
(4) 入札の方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）落札決定は、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち「D」等級以上であること。
(4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。

- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (10) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は各再生可能エネルギー比率以上とすること。入札参加を希望する事業者は、供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料（11（3）記載）を令和8年2月24日（火）17時までに書面で提出すること。
- (11) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RSP法）第8条第1項の勧告を受けていない者。

- 3 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）
陸上自衛隊川内駐屯地、国分駐屯地、薩摩川内商工会議所

- 4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページ

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所：陸上自衛隊川内駐屯地 会計隊入札室
- (2) 日 時：令和8年2月26日（木）09時00分～

6 入札説明会及び入札実施要領

- (1) 入札説明会：実施しない。
- (2) 入札実施要領

ア 各グループ①の入札で応札をできる者がいる場合、各グループ①の入札を実施する。

この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 各グループ①の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは各グループ①の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ②の入札を実施する。

この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 各グループ②の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは各グループ②の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ③の入札を実施する。

この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 各グループ③の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは各グループ③の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ④への入札を実施する。

この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

オ 入札において、各グループ①の入札案件が落札に至った場合、各グループ②～④の入札は全て実施しない。

カ 入札において、各グループ②の入札案件が落札に至った場合、各グループ③～④の入札は全て実施しない。

キ 入札において、各グループ③の入札案件が落札に至った場合、各グループ④の入札は実施しない。

7 落札決定方法

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、各グループごとの入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。なお、同価が2社以上の場合は抽選とする。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金： 免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金： 免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額、入札書の氏名等が不鮮明で判別し難い入札

(3) 郵便による入札参加者の未到着の入札

(4) 電話、ファクシミリによる入札

(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書等の作成

(1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。

(2) 適用する契約条項

「電気受給契約書」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「単価契約に関する特約条項」

11 その他

(1) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。」 当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。と余白に記入すること。

(2) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。

(3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写し、適合証明書、特定電源割当計画書等を令和8年2月24日（火）17時までに提出すること。（FAX可）

(4) 入札日時以前に入札書を直接提出する場合、又は郵便（書留）により入札書を提出する場合は

入札書を封筒に入れて、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「① 2月26日09時00分開札（令和8年度川内駐屯地で使用する電気入札書在中）」等と朱書きして2月25日（水）17時00分までに必着となるよう送達すること。

- 1 2 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
- (1) 入札に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊 契約班
TEL 0996-20-3900（内線）371
FAX 0996-20-3900（内線）374 担当 松田
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊管理科受電所
TEL 0996-20-3900（内線）326 担当 早崎

電力需給契約仕様書

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	電気係
件名	令和8年度川内駐屯地で使用する電気			
作成年月日	令和 8 年 1 月 21 日			
陸上自衛隊 川内駐屯地 管理科				

仕 様 書

1 件 名 令和8年度川内駐屯地で使用する電気

2 概 要

- (1)需要場所 陸上自衛隊 川内駐屯地
鹿児島県薩摩川内市冷水町字上床539-2
- (2)業種及び用途 官公署(国家業務)

3 仕 様

(1)供給電気方式等

- ア. 供給電気方式 交流3相3線式
- イ. 供給電圧(標準電圧) 6,000 V
- ウ. 計量電圧(標準電圧) 6,000 V
- エ. 周波数 60 Hz
- オ. 受電方式 1回線受電
- カ. その他

(1)受電設備総容量 2,140 KVA

(2)コンデンサー取付容量 30KVA×2台、100KVA×3台

(2)契約電力、予定電力使用量

ア. 契約電力 569 Kw

イ. 予定電力使用量 1,884,000 Kwh

(月別の予定電力使用量は別紙第1のとおり)

(3)供給電気の種類等

「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

参照:別紙第2「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>

(4)使用期間 自 令和8年 4月 1日 0時00分
至 令和9年 3月31日 24時00分

(5)電力量等の計量

ア. 自動検針装置 有

イ. 電力会社の検針方式 遠隔自動検針

ウ. 電力量計の構成 九州電力 乗率 ×240

変成器付複合計器(時間帯別・精密級) FP3E14-R形

富士電機メーター株式会社

屋内耐候形 交流三相3線式 110V 5A 60Hz

1000pulse/kws

1000pulse/kvars

SP: 50000pulse/kwh. 2000pulse/kwh

VCT 6600/110V 200/5A

(6)需給地点

九州電力の「608へ223号」から引込んだ川内駐屯地の構内1号柱の開閉器の電源側接続点。

(7)電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ、ただし取引用計器および付属装置は九州電力の所有とする。

(8)保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア. 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。
- イ. 乙は、供給する電気量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面で半期ごと提出することとする。
- ウ. 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
- エ. 乙はウの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(10) その他

- ア. 力率は使用期間中は100%を保持する予定。
- イ. フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ウ. 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
500kva 2台 100kva 1台 60Kva 1台 12kva 1台
- エ. 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電気量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
- オ. 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に掲げる条件を満たすこと。
- カ. パルスの供給がおこなえること(川内駐屯地のデマンドコントロール装置用)
- キ. その他、この仕様書に定めてない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

月 別 予 定 電 力 使 用 量

(令和 8年 4月 ～ 令和 9年 3月)

項目 月	使用電力量 (Kwh)	昼間電力量 (Kwh)	夜間電力量 (Kwh)	ピーク電力量 (Kwh)	力 率 (%)
4月	115,000	61,000	54,000		100
5月	121,000	58,000	63,000		100
6月	176,000	104,000	72,000		100
7月	221,000	99,000	94,000	28,000	100
8月	215,000	94,000	95,000	26,000	100
9月	200,000	88,000	87,000	25,000	100
10月	165,000	95,000	70,000		100
11月	121,000	62,000	59,000		100
12月	136,000	73,000	63,000		100
1月	143,000	72,000	71,000		100
2月	138,000	73,000	65,000		100
3月	133,000	72,000	61,000		100
合 計	1,884,000	951,000	854,000	79,000	

1 昼間電力量

毎日午前8時から午後10時までの使用電力量を言う。ただし、ピーク電力量および日曜日
「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日
12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

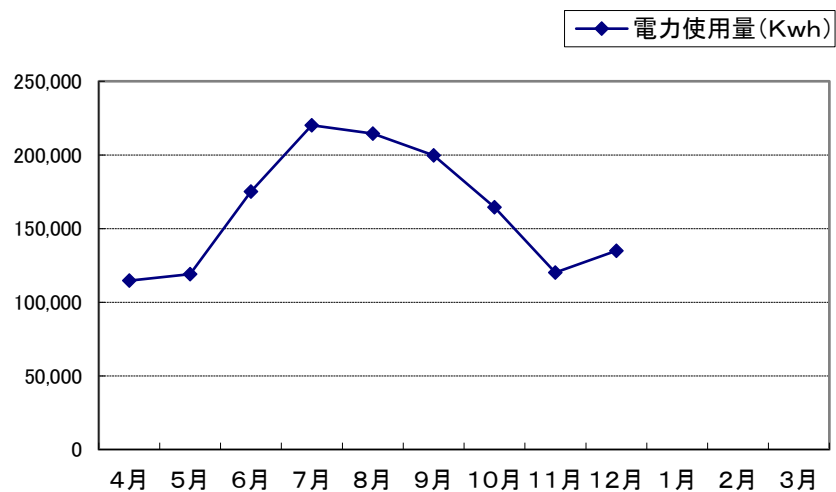
2 夜間電力量

ピーク電力量および昼間電力量以外の使用電力量。

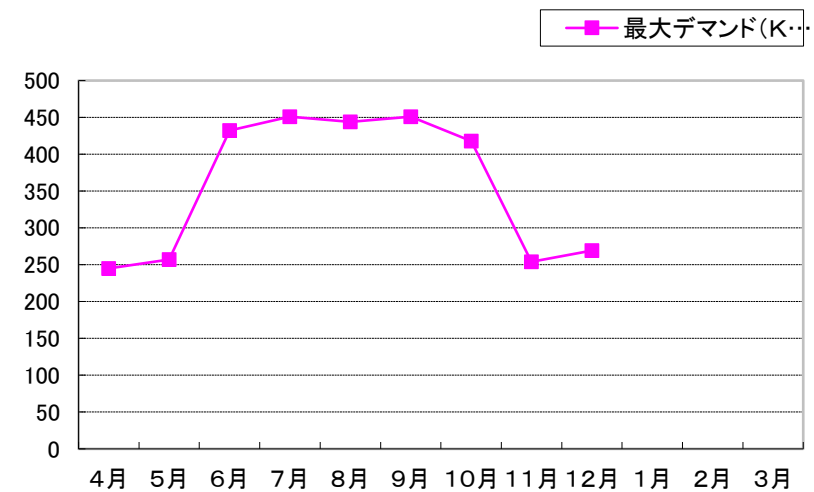
3 ピーク電力量

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する。ただし、日曜日および
「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

令和7年度電力使用量(Kwh)

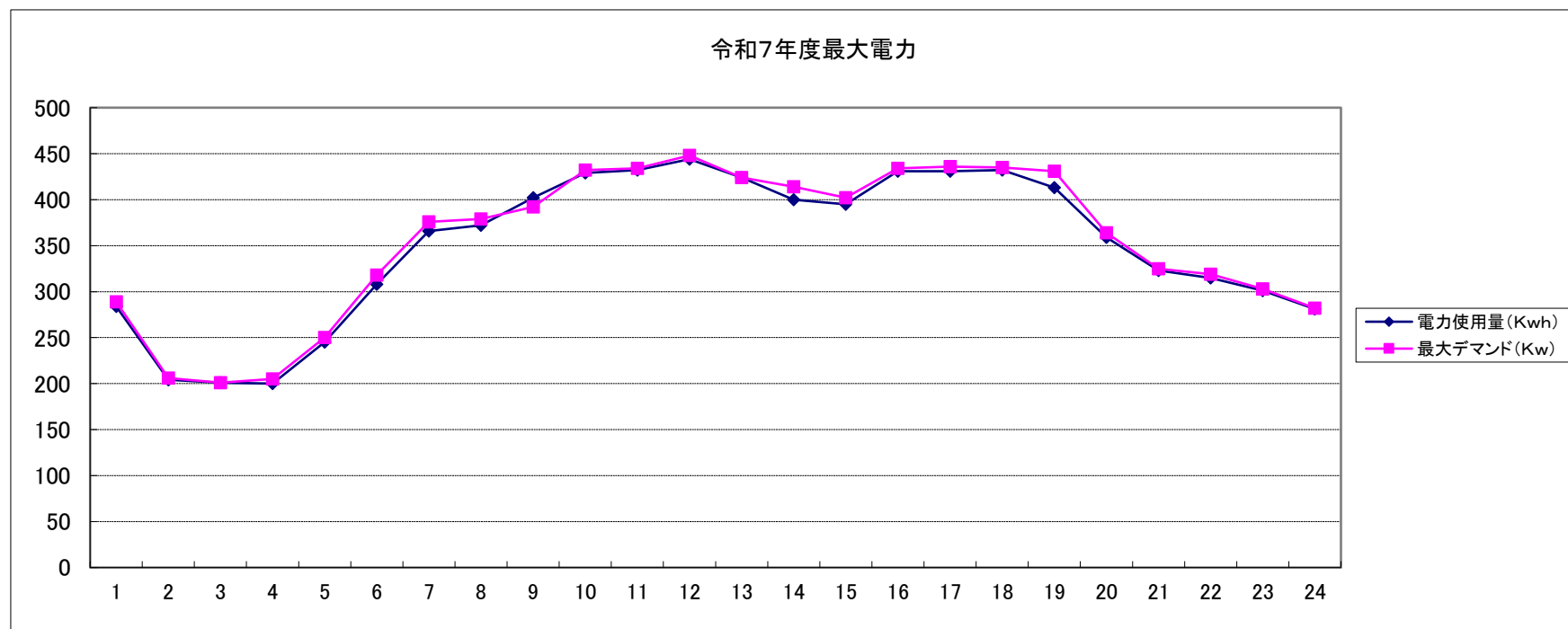


令和7年度最大デマンド(Kw)



令和7年度電力使用量

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電力使用量(Kwh)	114,638	118,958	175,188	220,147	214,574	199,711	164,443	120,156	134,854			
最大デマンド(Kw)	245	257	432	451	444	451	418	254	269			



令和7年度最大電力使用量

時 間 帯	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
時間帯別使用量	284	204	201	200	245	308	366	372	402	429	432	444	424	400	395	431	431	432	413	359	323	315	301	281
最 大 電 力	289	206	201	205	250	318	376	379	392	432	434	448	424	414	402	434	436	435	431	364	325	319	303	282

電 灯 需 給 契 約 仕 様 書

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	電気係
件名	令和8年度川内演習場で使用する電気			
作成年月日	令和 8 年 1 月 21 日			
陸上自衛隊 川内駐屯地 管理科				

仕 様 書

- 1 件 名 令和8年度川内演習場で使用する電気
- 2 概 要
 - (1)場 所 陸上自衛隊 川内駐屯地 川内演習場
鹿児島県薩摩川内市宮里町字大谷2974-17
 - (2)概 要 川内演習場への単相電気供給
- 3 仕 様
 - (1)供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流単相3線式及び単相2線式(各1箇所)
 - イ 供給電圧(標準電圧) 100 Vまたは200 V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 100 V
 - エ 周波数 60 Hz
 - オ 受電方式 2回線受電
 - (2)契約容量及び予定電力使用量
 - ア 契約容量 30A2箇所
 - イ 予定電力使用量 1,594 Kwh
(月別の予定電力使用量は別紙第1のとおり)
 - (3)供給電気の種類等
「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%以上とすること。
参照:別紙第2「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>
 - (4)使用期間 自 令和8年 4月 1日 0時00分
至 令和9年 3月31日 24時00分
 - (5)電力量の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方式 遠隔自動検針
 - ウ 電力量計の構成 単3普通電力量計A6X-Tr形(洗車場)
単相2線式普通電力量計M5GM-R1形(演習場トイレ)
 - (6)需給地点
普通電力量計電源側接続点
 - (7)電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ、ただし取引用計器および付属装置は九州電力の所有とする。
 - (8)保安上の責任分界点
需給地点に同じ
 - (9)対価の支払方法
 - ア. 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。
 - イ. 乙は、供給する電気量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面で半期ごと提出することとする。
 - ウ. 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
 - エ. 乙はウの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。
- 4 その他
 - ア. 各月の電気料金の算定において、電気料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
 - イ. 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し掲げる条件を満たすこと。
 - ウ. その他、この仕様書に定めてない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

月 別 予 定 電 力 使 用 量

(令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月)

項目 月	演習場トイレ		洗車場
	使用電力量 (Kwh)	昼間電力量 (Kwh)	昼間電力量 (Kwh)
4月	80	80	0
5月	87	87	0
6月	267	267	0
7月	147	147	0
8月	247	247	0
9月	276	276	0
10月	84	84	0
11月	75	75	0
12月	68	68	0
1月	94	94	0
2月	79	79	0
3月	90	90	0
合 計	1,594	1,594	0

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電（Self-generated electricity）
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力（Purchased electricity）
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

（2）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊福岡病院会計課長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端） (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長

殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第 3 により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	異議
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】				..									
再生比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生エネルギー電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計(kWh)			

総計(kWh)
